

重点支援地方交付金活用事業
糸島市経営基盤安定化支援金 申請要領

1 事業の目的

中東情勢の悪化に伴う原油価格や物流コスト等の急激な上昇の影響を受け、信用保証協会の保証付き融資を受けた市内事業者に対し、保証料相当額を支援金として交付することで、経営基盤を安定させ、事業継続や成長投資を後押しします。

2 交付対象者の要件

中東情勢の影響を受けている事業者であって、次の(1)～(3)のすべてに該当する法人または個人事業主の方が対象です。

(1) 融資を受けた期間

令和8年2月28日から令和9年1月31日までの間に融資を受けた、又は条件変更した方

(2) 融資の種類

信用保証協会の保証を付した融資（保証付き融資）を受けた方

※創業・廃業に関する融資は対象外です。

(3) 事業所の所在地

法人の場合：市内に「本店」があること

個人の場合：市内に「主たる事業所（店舗・工場・事務所など）」があること

※いずれも、その場所で実際に事業を行っていることが必要です。

(4) その他

国・県・市などが実施する、信用保証料を対象とした他の補助金・助成金等の交付を受けている、または受ける予定がある場合は、本支援金の対象となりません。（⇒Q9を参照）

3 支援内容

(1) 支援対象となる経費

融資を受けた際に信用保証協会へ支払った信用保証料（最大12か月分）

※保証期間が12か月未満の場合は、実際の保証期間が上限となります。

※交付申請時に、繰上返済等により信用保証料の返戻があった場合は、返戻額を差し引いた額を参考に算定します。

(2) 支援金額の計算

$$\text{支援金} = \text{信用保証料} \times 12 \text{ か月} \div \text{保証期間月数}$$

※1,000円未満切捨て、1事業者あたり上限50万円

※1事業者につき1回限り

※条件変更の場合、保証期間月数は条件変更日時点の残りの保証期間月数です。

4 申請方法

必要書類を揃えて、次のいずれかの方法で提出してください。

- ・ふくおか電子申請サービスによるオンライン申請
- ・郵送・窓口提出（提出先：糸島市 経済振興部 商工振興課 商工労働係）



【必要書類】

(法人・個人事業主共通)

- ☐ 糸島市経営基盤安定化支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ☐ 信用保証の内容が確認できる書類の写し（信用保証決定のお知らせ、信用保証書、変更保証書等）
- ☐ 融資実行日（条件変更日）が確認できる書類の写し（借用証書（変更契約証書）、返済予定表、融資金が振り込まれた際の通帳ページ等）
- ☐ 振込先口座が確認できる書類の写し（通帳の見開き1ページ目）

(個人事業主の場合のみ)

- ☐ 事業所の所在地が確認できる書類の写し（確定申告書、開業届、営業許可証等）

5 申請から交付までの流れ

申請から支援金の交付までの流れは以下のとおりです。

手順・項目	内容
(1) 申請	必要書類を揃え、ふくおか電子申請サービス、または郵送・窓口にて提出してください。 【申請期限：令和9年2月26日（金）必着】 ※本要領の最後にある記入例をご参考ください。
(2) 審査	提出された書類に基づき、市が内容を審査します。
(3) 結果通知	審査結果を「交付決定通知書」または「不交付決定通知書」にて申請者に郵送します。
(4) 支援金の振込	指定された口座へ支援金を振り込みます。 ※原則として決定日から1か月以内を目途に支払いますが、審査状況や申請件数により、前後する場合があります。 ※「イシマシ ケイエイバンシエンギン」の名称で振り込みます。

6 注意事項（必ずお読みください）

- (1) 糸島市経営基盤安定化支援金交付要綱および本募集要領の内容を必ずご確認のうえ、申請してください。
- (2) 支援金の交付を受けた場合、対象期間（支援金の計算の対象となった期間）内において繰上返済を行うことはできません。これに違反した場合、支援金の返還を命じる場合があります。
なお、やむを得ず繰上返済を行う場合や、万が一繰上返済をしてしまった場合は、速やかに「**7 お問い合わせ先**」までご相談ください。

7 お問い合わせ先

糸島市 経済振興部 商工振興課 商工労働係（3階14番窓口）

糸島市前原西一丁目1番1号

電話番号：092-332-2096（受付時間：平日 9:00～16:45）

8 Q&A

【対象要件について】		
1	対象となる融資の実行期間（令和8年2月28日から令和9年1月31日まで）の間に、複数の融資を受けました。すべて対象になりますか？	本支援金の申請は、1事業者につき1回限りです。 複数の対象融資を受けている場合は、そのうちいずれか1件を選択して申請してください。複数の融資に係る信用保証料を合算して申請することはできません。 なお、本支援金は予算に限りがあるため、交付決定順での受付となります。予算の上限に達し次第、申請受付期間内であっても受付を終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
2	令和8年2月28日より前に受けた融資でも、対象になりますか？	原則として令和8年2月28日から令和9年1月31日までに実行された融資が対象ですが、令和8年2月28日より前に受けた融資であっても、対象期間内に条件変更を行い、追加の信用保証料の支払いが発生した場合は対象となります。
3	対象となる業種は？	中小企業信用保険法施行令に定める業種が対象です。 対象外業種：農業、林業、漁業、保険業、その他のサービス業の一部（宗教法人・学校法人等）
4	「創業・廃業に関する融資は対象外」とありますが、具体的にどのような融資が対象外になりますか？	信用保証協会の保証付融資のうち、新たに事業を始める方や創業後間もない方を対象とした制度や、廃業を伴う手続きに関連する融資は本支援の対象外となります。判断に迷う場合は、商工振興課へお問合せください。
5	設備資金や既存融資の借換資金等でも対象となりますか。	中東情勢の影響を受けている事業者であって、その他の条件を満たす場合は対象です。
6	交付対象者の要件に「中東情勢の影響を受けている事業者」とありますが、影響を証明する書類（売上減少がわかる資料など）の提出は必要ですか？	原則提出不要です。申請書兼請求書（様式第1号）の「中東情勢の影響の有無」で確認します。 なお、同書類の裏面にある「アンケート欄」に中東情勢による影響等に関する質問項目を設けていますので、こちらも必ず回答してください。
7	法人の場合、登記上の本店は糸島市外ですが、市内に支店があり、そこで実際に事業を行っています。対象になりますか？	対象外です。法人の場合は「市内に本店があること」が要件となります。ただし、登記上の本店が市内であっても、実態として市内で事業を行っていない場合は対象外となります。
8	市内と市外に複数の店舗を有する個	確定申告書や開業届に記載されている「事業所の所

	人事業主です。主たる事業所の判断基準は何ですか？	在地」を指します。これらの書類で判断できない場合は、売上によって判断しますので、追加書類を求める場合があります。
9	国や県が実施する信用保証料を対象とする他の補助金を受けている場合も申請できますか？	本支援金とは別に、本支援金の算定対象となる期間について、信用保証料の負担を軽減する目的の他の補助金・助成金等の交付を受けている、または受ける予定がある場合は対象外です。 ただし、県や他の市町村の制度融資の仕組みとして、もともと保証料の軽減や割引措置が適用されているもので、その割引後の保証料を負担している場合は対象となります。
【対象経費・計算方法について】		
10	保証期間が 60 か月（5 年）の融資を受けました。保証料の全額が補助されますか？	いいえ、全額ではありません。本支援金の対象となるのは「最大 12 か月分」までです。また、対象額から「1,000 円未満切り捨て」や「上限 50 万円」などの条件を基に算出します。
11	支援金額はどのように計算されますか？具体例を教えてください。	以下の計算式で算出します。 【計算式】 $\text{信用保証料} \times 12 \text{ か月} \div \text{保証期間月数} = \text{支援金額}$ (1,000 円未満切り捨て・上限 50 万円) 【計算例】 保証期間が「36 か月」、支払済信用保証料が「150,000 円」の場合 $150,000 \text{ 円} \times 12 \div 36 \text{ か月} = 50,000 \text{ 円 (支援金額)}$
12	すでに繰上返済を行い、「信用保証決定のお知らせ」に記載されている保証料額とは違う場合はどうなりますか？	申請時点ですでに繰上返済を行い、信用保証料の返戻を受けている場合は、信用保証料から返戻額を差し引いた額を支援対象経費として算定します。 返戻額がわかる資料の添付をお願いします。
13	申請した後に、繰上返済をした場合はどうなりますか？	支援金の交付を受けた後は、対象期間内（最大 12 か月）に繰上返済を行うことはできません。対象期間内に繰上返済を行った場合は、支援金の交付決定を取り消し、支援金の全部または一部を返還していただく場合があります。 (例) 融資実行日：令和 8 年 4 月 1 日、保証期間：60 か月、 交付を受けた支援金：12 か月分の場合、令和 9 年 3 月 31 日までの間は一括返済ができません。

14	条件変更に伴い追加の信用保証料を支払いました。支援金額はどのように計算されますか？	対象期間内に条件変更を行い、追加の信用保証料が発生した場合は、以下の計算式で算出します。 【計算式】 $\text{信用保証料} \times 12 \text{ か月} \div \text{残りの保証期間月数} = \text{支援金額 (1,000 円未満切捨て・上限 50 万円)}$
【必要書類について】		
15	ネット銀行を利用しており、紙の通帳がありません。振込先口座が確認できる書類としては何を提出すればよいですか？	口座名義人、口座番号、金融機関名、支店名が確認できる WEB 通帳の画面のスクリーンショットや、口座情報画面の印刷データをご提出ください。
16	個人事業主です。「事業所の所在地が確認できる書類」は何を提出すればよいですか？	直近の確定申告書、開業届、あるいは事業を行っていることが証明できる営業許可証などの写しをご提出ください。いずれか一つで構いません。
17	ふくおか電子申請サービス申請の際の添付書類は、どうやって提出しますか？	4 申請方法に掲載している【必要書類】については、PDF 等にスキャンするか、スマホ等で書類を撮影し、データとしてご準備ください。ふくおか電子申請サービスでの申請の最後に添付するページがありますので、そこからアップロードしてください。必要書類がすべてアップロードされている場合は紙での提出の必要はありません。 なお、写りが鮮明でない場合は、再提出をお願いすることがあります。
【申請手続きについて】		
18	申請から支援金の振込まで、どのくらいかかりますか？	原則として、申請を受理し審査を終えてから 1 か月以内を目途に指定口座へお振り込みいたします。ただし、申請が集中した場合や、書類に不備等がある場合は、通常よりもお時間をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

糸島市長 様

糸島市経営基盤安定化支援金申請書兼請求書

記入例

糸島市経営基盤安定化支援金の交付を受けたいので、糸島市経営基盤安定化支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。支援金の支払いは、下記の口座に振込をお願いします。

【申請者情報】	
1 申請日	令和8年10月23日
2 法人名または屋号	株式会社糸島商事
※法人の場合、法人番号	1234567890123
3 代表者氏名	糸島 太郎
4 (本店) 住所	〒 819 - 1192 糸島市前原西1-1-1
5 事業所所在地	同上
※事業所所在地と(本店)住所が異なる場合に記載してください。同じ場合は「同上」と記載してください。	
6 代表者生年月日・性別	昭和63年1月1日・男
7 担当者氏名・連絡先	糸島 次郎・092-332-2098
【要件確認】	
8 中東情勢の影響の有無	影響を受けたことにより新規の融資を受けました
9 中東情勢の影響の内容	原材料価格高騰による粗利の減少
【支援金の算定】	
10 融資実行日(条件変更日)	令和8年10月5日
11 借入金額(変更実行金額)	15,000,000 円
12 制度	県緊急経済対策
13 保証料額(A)	118,125 円
14 保証期間月数(B)	36 か月
15 交付対象経費(C)	39,375 円
C = A × 12 ÷ B ※B < 120の場合はC = A	
16 申請額(D)	39,000 円
D = C (1,000円未満切り捨て) ※C > 500,000円の場合はD = 500,000	
【振込先】	
17 金融機関名	糸島銀行
	金融機関コード(4桁) 9999
18 支店名	糸島支店
	支店コード(3桁) 001
19 預金種別	☒ 普通 ☐ 当座
20 口座番号(7桁)	1234567
21 口座名義(おかし)	かいたいよしか

本店又は主たる事業所が確認できる書類(確定申告書、開業届、営業許可証など)を添付してください。

融資実行日(条件変更日)が確認できる書類(信用証書(変更契約証書)、返済予定表、融資金が振り込まれた際の通帳ページなど)を添付してください。
※保証日とは異なる場合があります。

信用保証の内容が確認できる書類(信用保証決定のお知らせ、信用保証書、変更保証書など)を添付してください。

信用保証決定のお知らせ(お客様用)
当協会の信用保証をご利用いただきありがとうございます。この書の信用保証書は申込に基づき発行し、以下のとおり決定いたしました。
なお、お支払いただいた保証料は、借入期間により一部を返付することがあります。

イメージ

株式会社 糸島商事	御中	顧客番号	12345678	保証番号	1234567890
借入金額	15,000,000円	保証日	令和8年10月1日	保証期間	実行の日から 36か月 (貸付実行日の応当日まで)
保証金額	借入金額に保証割合を乗じた金額	制度	県緊急経済対策	返済方法	満期一括
保証割合	100%				

お支払いいただく借料保証料は以下のとおりです。取崩金額欄を記載してお支払い願います。

借料保証料 118,125円

振込先口座が確認できる書類(通帳の見開き1ページ目など)を添付してください。

【申請書の印刷について】

本申請書の様式は、エクセルファイルの「表：申請書兼請求書」と「裏：誓約書兼アンケート」の2つのシートで構成されています。ご提出の際は、1枚の用紙に両面印刷してください。

印刷する際は、以下の設定で行ってください。

印刷範囲を「**フック全体を印刷**」にする。
プリンターの設定で「**両面印刷(長辺綴じ)**」にする。